

# T I サポート共済会 定款

## (名称)

第1条 この会は、T I サポート共済会（以下「本会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本会は、外国人技能実習生等を受け入れている企業の相互扶助の精神に基づき、外国人技能実習生等が安心して技能実習に専念できるよう側面支援することを目的とする。

## (事務所)

第3条 本会の事務所は、東京都千代田区内神田 1-10-1 平富ビル 5 階  
株式会社バリュー・エージェント内に置く。

## (資格)

第4条 本会会員は、一般社団法人 日本アジア青年交流協会から外国人技能実習生等を受け入れた企業、かつ、本会の趣旨に賛同した者とする。  
ただし、本会に関する中傷等の行為があった場合は会員資格を喪失することがある。

## (事業の内容)

第5条 本会は、第2条に述べた目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 外国人技能実習生向けの共済商品の開発、監理・運営、および商品改訂
- (2) 共済商品の付帯サービスの開発
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

## (保障の種類)

第6条 保障は、次の5種とする。

- (1) 死亡共済金
- (2) 後遺障害共済金
- (3) 治療費用共済金
- (4) 救援者費用等共済金
- (5) 賠償責任共済金

#### (事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

#### (役員の種類)

第8条 本会に、次の役員を置く。

理事長 1名

理事 2名

事務局長 1名

監査役 1名

共済事務統括 株式会社バリュー・エージェント

#### (会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

#### (会計監査)

第10条 本会の会計は、年1回監査を受けなければならない。

#### (会則の疑義)

第11条 本会の会則の施行について疑義を生じたとき、または会の運営にあたり、この会則に定めのないものについては、理事会が決定する。

#### (公示)

第12条 紹介の実績および理事会で決定した事項の大綱は、必要に応じ、公示する。

#### 付則

本会の最初の理事長、理事、監査役は、次のとおりとする。

理事長 中村俊輔

理事兼事務局長 川田英貴

理事 秋山香緒里

監査役 武田茂

この定款は、2019年6月1日より施行する。